



～身近な行政推進事業～ **行政事務出前講座**

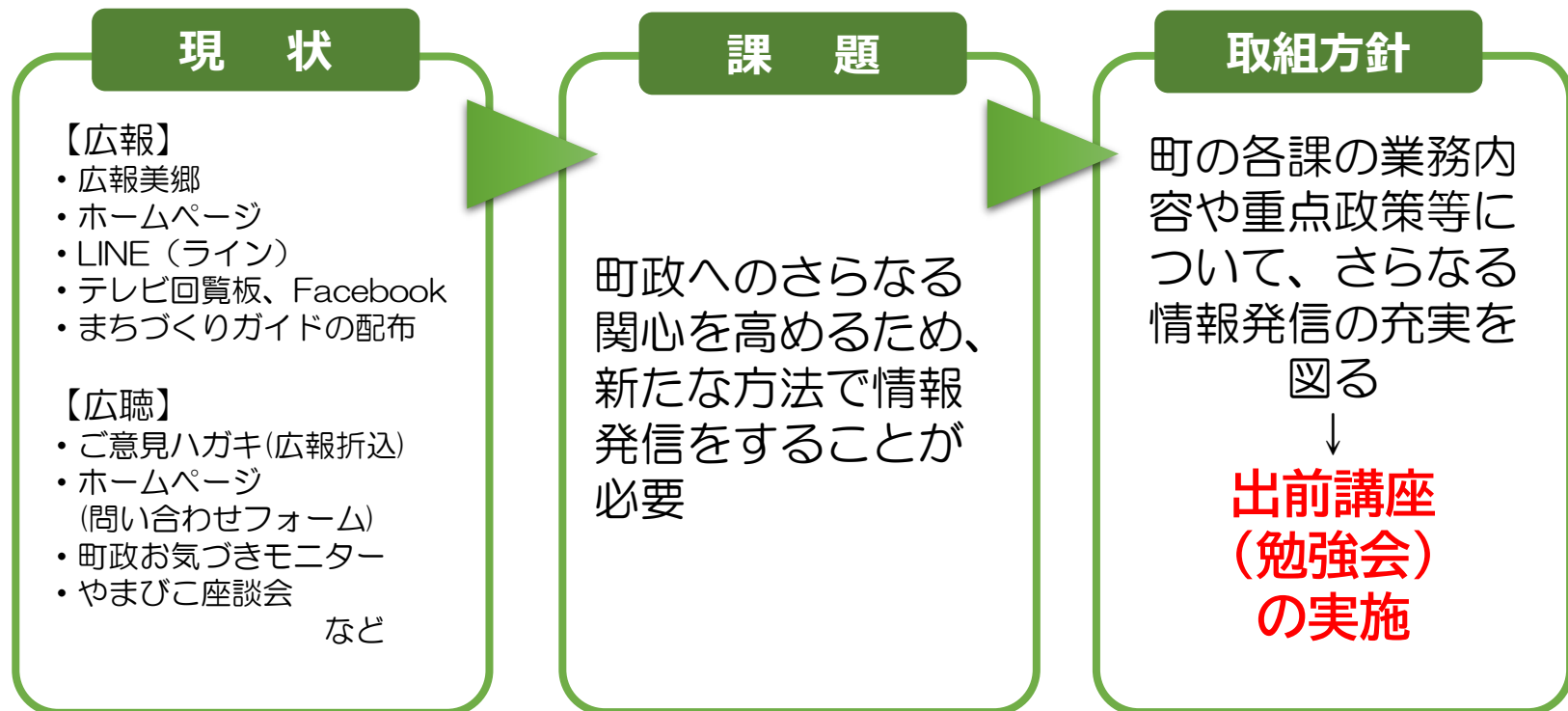
【 企画財政課 】

令和8年10月8日（木）

美郷町中央ふれあい館

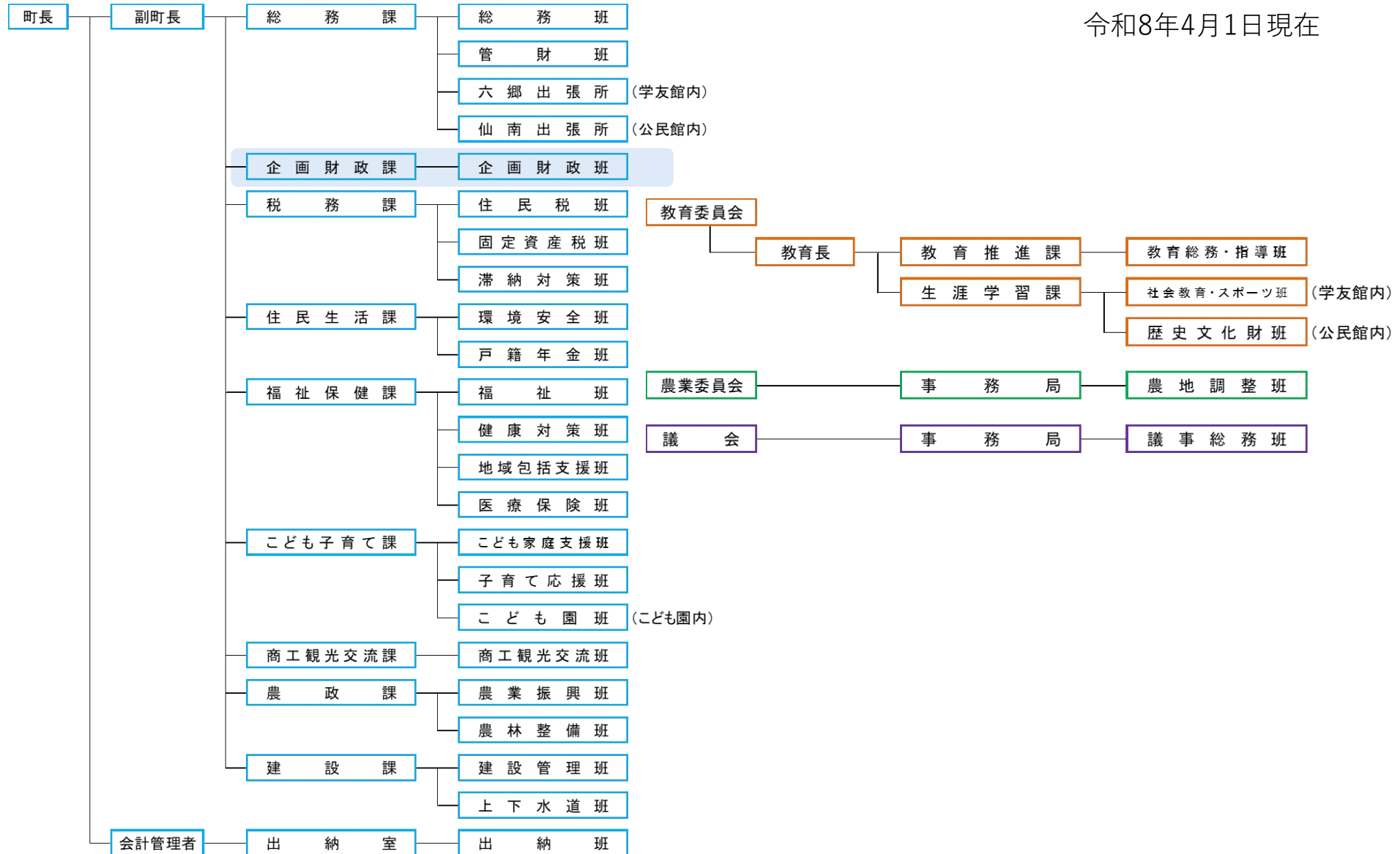
事業の目的

町では『質の高い行政経営を進めるまち』を目標に、基本施策の一つに「住民参加のまちづくり」を促進しています。中でも町政の広報広聴事業においては、町民の皆さまに町政をもっと身近に感じてもらうため、様々な方法で情報発信し、また、町民の皆さまのご意見を聞く機会が必要と考えます。そこで、町民の方々に町の各課の業務である「行政事務」について知ってもらい、理解を深めていただくことを目的に「行政事務出前講座」を実施します。



行政機構（14課・室・局）

令和8年4月1日現在



地方公共団体が処理する事務 「行政事務」を学ぶ

地方公共団体が処理する事務 (行政事務)

自治体が行う「行政事務」は「法令」で決まっています

法定受託事務

国が「適正な処理を特に確保する必要がある」ものとして法律またはこれに基づく政令に特に定めるもので、必ず**法律・政令により事務処理が義務づけられています。**

自治事務

「法定受託事務」以外の事務

地方公共団体の処理する事務のうち、法定受託事務を除いた事務で、

- ・ 法律・政令により事務処理が義務づけられているもの
- ・ 法律・政令に基づかずに任意で行うものがあります。

法定受託事務

第1号法定受託事務

本来「**国**が果たすべき役割」
の事務

都道府県・市町村
が受託する事務

主な事務

- ・ 戸籍事務
- ・ 国政選挙（衆議院議員・参議院議員）
- ・ 旅券（パスポート）の発行
- ・ 国道の管理
- ・ 生活保護の決定 など

第2号法定受託事務

本来「**都道府県**が果たすべき役割」
の事務

市町村
が受託する事務

主な事務

- ・ 地方選挙（知事・都道府県議員）
- ・ 県の施設の管理 など

自治事務

自治体が自主的に処理する事務

主な事務

- 国民健康保険事業の運営
- 介護保険サービスの提供、障害者施策
- ごみ収集・処理、環境保全、公害対策
- 消防、救急活動、避難所の設置
- 道路・公園の整備、上下水道の整備
- 小・中学校の設置・運営、給食の提供、社会教育施設の設置
- 商工業・農林水産業・観光の振興
- 保育所の設置・運営、
- 町の選挙（町長・町議会議員）

など

都道府県から権限移譲された事務

主な事務

- 旅券（パスポート）の発行
- 鳥獣の捕獲等の許可
- 浄化槽の設置の届出
- 児童民生委員の指揮監督
- 自立支援医療の支給認定に係る審査
- 旅館業の許可
- 理・美容所の開設の届出の受理

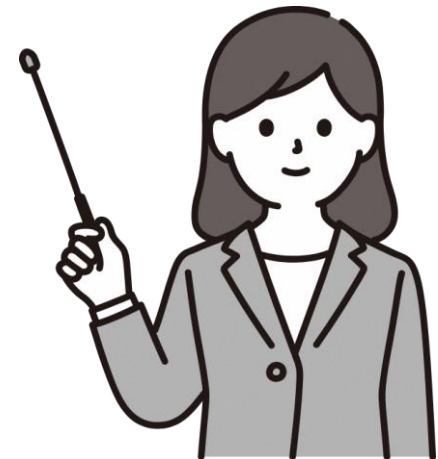
など

企画財政課の職員数

	課長	班長	上席主査	主査	主任	主事	労務職	会計年度任用職員	計
—	1								1
企画財政班		1	3	1	1	1			7
計	1	1	3	1	1	1			8

【企画財政課：企画財政班】業務分担

- ・ 重要施策の企画・調整に関すること
- ・ 総合計画に関すること
- ・ 予算の編成や運用に関すること
- ・ 交通施策に関すること
- ・ 協働参画に関すること
- ・ 男女共同参画に関すること
- ・ 地域コミュニティに関すること
- ・ ふるさと納税に関すること
- ・ D X推進に関すること
- ・ 地域の情報化に関すること
- ・ 情報システムの管理に関すること
- ・ 各種統計調査に関すること



企画財政課の 法定受託事務

第1号

基幹統計調査（一部）

第2号

土地取引の届出制度（経由事務）

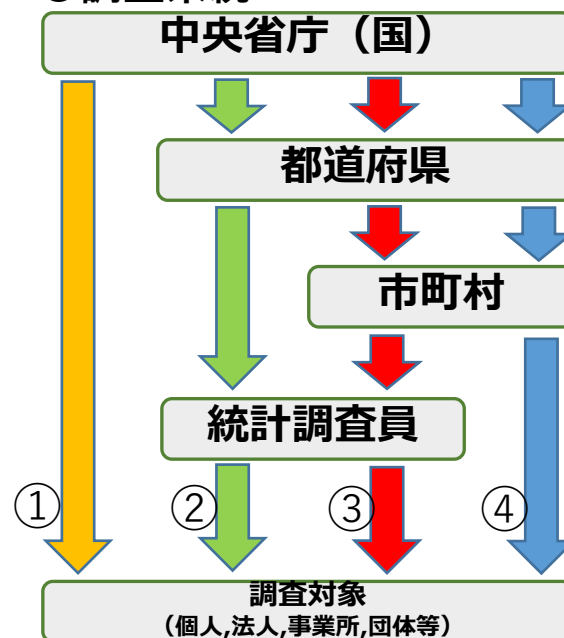
企画財政課法定受託事務【第1号】／基幹統計調査（一部）

内容

○基幹統計調査とは

- ・統計法に基づき、国が実施する特に重要な統計調査です。
- ・国や地方自治体の実務、学術研究、企業活動などにおいて最も信頼性の高い基本データとして活用されています。
- ・国が直接実施するものや都道府県・市町村を通じて実施するものがあります。

○調査系統



○主な基幹統計調査

- ①毎月勤労統計調査：賃金、労働時間、雇用状況などを調査
- ②社会生活基本調査：1日の生活時間の配分や過去1年間の活動状況を調査（5年ごと）
- ③国勢調査：国内に住むすべての人と世帯を対象に行われる最も基本となる調査（5年ごと）
農林業センサス：農林業の生産構造や就業実態を調査（5年ごと）
- ④学校基本調査：学校に関する基本事項を調査（毎年）

企画財政課法定受託事務【第1号】／基幹統計調査（一部）

○調査事務の流れ（国勢調査）



【企画財政課職員の業務】

1. 準備期

- ・ 調査区の設定：調査を正確に行うためのエリア分け（調査区）
- ・ 調査員・指導員の確保：調査を担当する統計調査員等の募集、任命
- ・ 説明会の開催：具体的な調査書類の配り方や回収手順などに関する説明

2. 調査期

- ・ 調査書類の配付：全世帯への調査書類の配布
- ・ 進捗管理：提出状況を管理し、未回答の世帯に対して督促、回収

3. 調査後

- ・ 調査票の点検・審査：記入漏れ等を審査・点検し、国（都道府県）へ提出

企画財政課法定受託事務【第2号】／土地取引の届出制度

内容

○土地取引の届出制度とは

国土利用計画法により一定面積以上の取引（売買や交換など）した場合は、取引した土地が所在する市町村へ届出が必要となる制度です。

- ・届出する人は？
土地の権利取得者（売買の場合は買主）
- ・提出期限は？
契約締結日から2週間以内（契約日を含む）
- ・届出が必要な土地の面積は？

市街化区域	2,000㎡ 以上
市街化区域を除く都市計画区域	5,000㎡ 以上
都市計画区域以外の区域	10,000㎡ 以上

○市町村が行う事務

- ・許可申請や届出書を受理し、県（県知事）への取り次ぎ

企画財政課の主な自治事務

①

総合計画に関すること

②

予算の編成に関すること

③

交通施策に関すること

④

協働参画に関すること

⑤

地域コミュニティに関すること

⑥

男女共同参画に関すること

企画財政課自治事務①／総合計画に関すること

内容

○総合計画とは

- ・まちづくりの将来像を掲げ、その実現に向けて取り組む重点施策等を示す計画
- ・まちづくりの長期的な指針となる「基本構想」と、基本構想に基づき実施する重点施策と事業を示す「行動計画」の2つで構成
- ・計画期間は、令和4年度から令和11年度までの8年間
- ・令和7年度に、令和8年度から令和11年度までの「後期行動計画」を策定

基本構想

- まちづくりの基本理念
「快適」「豊か」「安全・安心」「活力・賑わい」
- まちづくりの将来像
「“美郷らしさ”を誇り、語りたくなるまち
—ともにつくる未来の美郷—」
- まちづくりの基本目標
目標1～目標6

行動計画

- 6つの「基本目標」に対応する施策・事業を体系的に整理
- 基本施策 15
- 重点施策 36
- 重点事業 79

企画財政課自治事務①／総合計画に関すること

○行動計画

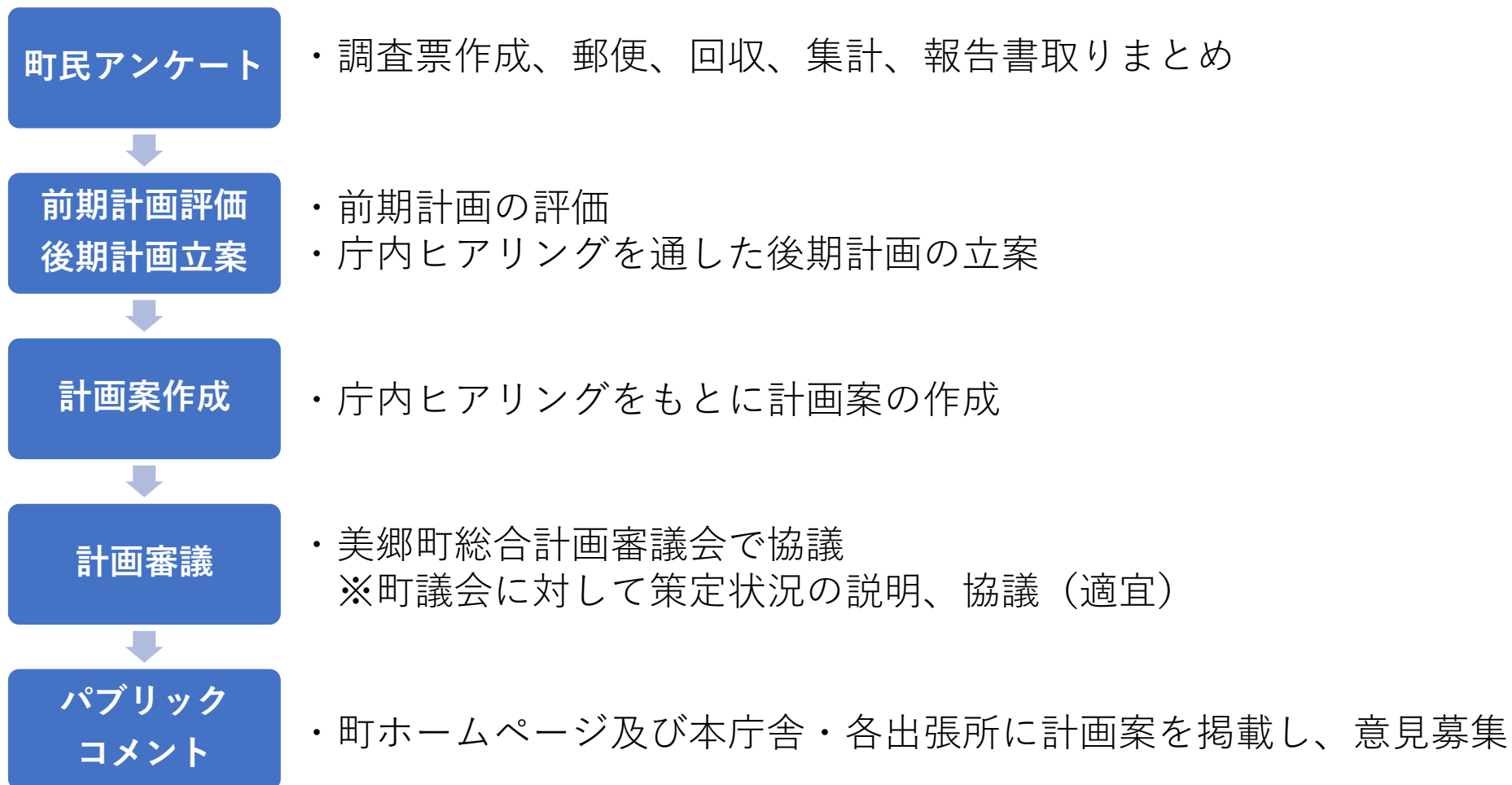
- ・基本目標 1：快適で安心して暮らせるまち に対応する施策・事業体系

基本施策	重点施策	重点事業
1 快適な生活基盤の整備	1 . . . 2 . . .	・ ・
2 暮らしの安全安心の確保	1 空き家対策の推進	・ 危険空き家解体事業【拡充】
	2 防災対策の充実	・ 防災備蓄活用事業【継続】 ・ 防災啓発事業【拡充】
	3 鳥獣被害防止対策の推進	・ 有害鳥獣等駆除防除事業【新規】
	4 道路除排雪の充実	・ 除排雪事業【継続】 ・ 除雪技術向上事業【新規】
	5 防犯対策の充実	・ 防犯環境向上事業【新規】
	6 交通安全対策の推進	・ 交通安全施設整備事業【拡充】 ・ 安全運転支援事業【新規】
3 自然豊かな環境の保全	1 . . . 2 . . .	・ ・

※基本目標 2～6 も同様の体系で施策と重点事業を整理

企画財政課自治事務①／総合計画に関すること

○計画策定の流れ



企画財政課自治事務②／予算の編成に関すること

内容

○自治体の予算とは

4/1から翌3/31までの1年間（会計年度）の行政運営を行うために必要な収入（歳入）と支出（歳出）をまとめた財政計画

○予算の種類

当初予算：4/1からの年度が始まる前に決める新年度の1年間の収支計画

補正予算：年度途中に生じた事情の変化に対応する変更の収支計画

○会計の区分

一般会計：福祉、教育、ごみ収集、道路整備など、基本的な行政サービスの会計

特別会計：特定の事業（国民健康保険、後期高齢者医療）の会計

企業会計：独立採算制を基本とする事業（水道事業、下水道事業）の会計

○令和8年度当初予算

一般会計：119億 3,807万 7千円

企画財政課自治事務②／予算の編成に関すること

○予算の科目

歳入歳出ともに、「款（かん）・項（こう）・目（もく）・節（せつ）」という階層で区分

○歳入（収入）の種類と項目

「款・項・目」は、性質（どこからどのような名目で入るか）によって分類

令和8年度一般会計当初予算

款：主な種類		
項 目	金額（千円）	割合
1 町税	1,587,784	13.3%
2 地方譲与税	248,799	2.1%
7 地方消費税交付金	488,100	4.1%
10 地方交付税	5,729,886	48.0%
13 使用料及び手数料	124,151	1.0%
14 国庫支出金	997,243	8.4%
15 県支出金	820,723	6.9%
18 繰入金	374,640	3.1%
21 町債	746,000	6.2%

項：1 町税には

1 町民税
2 固定資産税
3 軽自動車税
4 町たばこ税
5 入湯税

目：1 町民税には

1 個人
2 法人

企画財政課自治事務②／予算の編成に関すること

○歳入（収入）の種類と項目

使い道や調達元（出どころ）という2つの視点から分類

①使い道による分類

- ・一般財源：使い道が特定されておらず、どの事業にも使える
- ・特定財源：国の補助金など、使い道が最初から決まっている

一般財源	・ 町税 ・ 地方交付税 等
特定財源	・ 国・県支出金 ・ 使用料・手数料 ・ 町債 等

令和8年度一般会計当初予算

②出どころ（調達元）による分類

- ・自主財源：自治体自らの判断と努力で自主的に集められる
- ・依存財源：国や県の基準によって交付、または借りられる

項目	金額（千円）	割合
自主財源	2,817,026	24%
町税	1,587,784	13%
その他 ※1	1,229,242	10%
依存財源	9,121,051	76%
地方交付税	5,729,886	48%
国・県支出金	1,817,966	15%
町債	746,000	6%
その他 ※2	827,199	7%

※1 使用料・手数料、寄付金 等

※2 地方譲与税、地方消費税交付金 等

企画財政課自治事務②／予算の編成に関すること

○歳出（支出）の種類と項目

「款・項・目」は、予算の目的によって、「節」は予算の性質によって分類

①目的別（予算を「何のために（どの行政分野で）使うか」）

令和8年度一般会計当初予算

款：主な種類		
項 目	金額（千円）	割合
1 議会費	103,983	0.9%
2 総務費	1,514,716	12.7%
3 民生費	3,594,383	30.1%
4 衛生費	941,166	7.9%
6 農林水産業費	866,408	7.3%
7 商工費	463,838	3.9%
8 土木費	1,298,033	10.9%
9 消防費	636,386	5.3%
10 教育費	1,394,128	11.7%
12 公債費	984,772	8.2%

項：2 総務費には

- 1 総務管理費
- 2 徴税費
- 3 戸籍住民基本台帳費
- 4 選挙費
- 5 統計調査費
- 6 監査委員費

目：1 総務管理費には

- 1 一般管理費
- 2 行政推進費**
- 3 文書広報費
- 4 会計管理費
- 5 財産管理費
- 6 企画費
- 7 電子計算費

企画財政課自治事務②／予算の編成に関すること

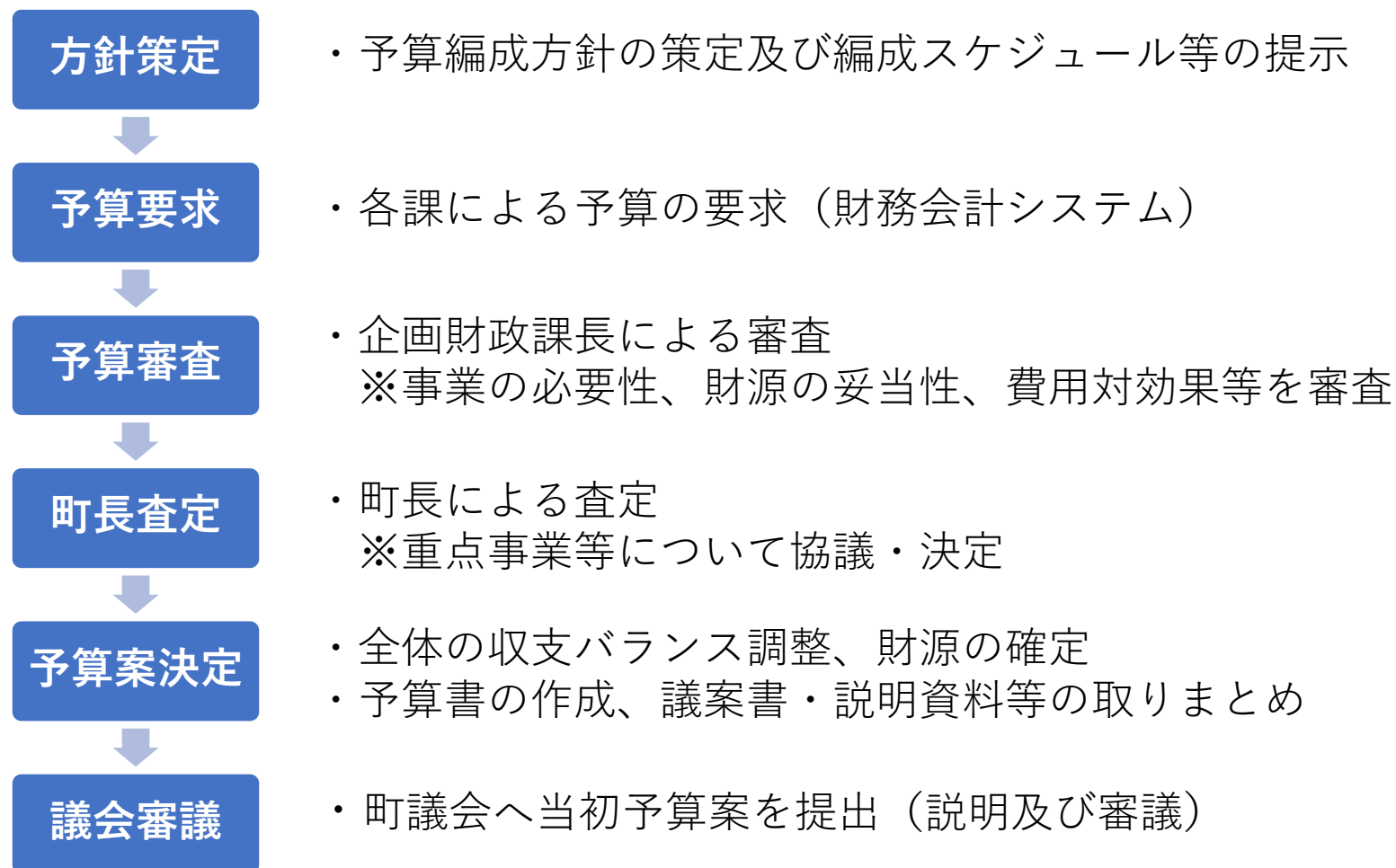
○歳出（支出）の種類と項目

②性質別（予算をどのような経済的性質に使うか）

節（支出の種類）：主な種類（全27種類）
1節：報酬（非常勤職員や委員への手当）
2節：給料（職員の基本給）
7節：報償費（講師への謝礼など）
10節：需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、電気・水道代など）
11節：役務費（通信運搬費、手数料、保険料など）
12節：委託料（業務を外部の業者に発注・委託する費用）
13節：使用料及び賃借料（コピー機のリース代など）
14節：工事請負費（道路や施設の建設・修繕工事代の費用）
17節：備品購入費（公用車、机・椅子の購入費）
18節：負担金、補助及び交付金（補助金や一部事務組合への負担金）
19節：扶助費（児童手当など）

企画財政課自治事務②／予算の編成に関すること

○予算編成の流れ



企画財政課自治事務③／交通施策に関すること

内容

○予約制（デマンド型）乗合タクシー

- ・ 町民の移動手段の確保および高齢者・通院・買い物等の日常生活を支えるための地域内公共交通。



- ・ 運行：平日 1 日 7 便、土曜日午前のみ 3 便 ※12/29～1/3は運休
- ・ 拠点施設：公共施設、医療機関、商業施設等 36拠点
- ・ 利用料金：片道 500円

【企画財政課職員の業務】

- ・ 美郷町地域公共交通活性化協議会事務局
- ・ 利用登録事務

○利用登録事務の流れ

登録申込書の受理



登録者情報の確認



利用登録証の発行

企画財政課自治事務④／協働参画に関すること

内容

○協働参画（住民参加）のまちづくり

- ・平成20年3月 「協働参画のまちづくりに関する基本的な方針」策定
- ・目的：住民がお互いに支え合い助け合う気風の醸成、行政と地域住民が役割分担しつつ互いに協力・補完する関係の構築、地域づくり活動の活性化等
- ・推進方針：

情報共有と情報発信

人材の発掘・育成

住民活動の支援
(拠点施設)

コーディネート
機能の強化

○活動拠点と参加の仕組み

- ・美郷町住民活動センター「みさぽーと」（平成21年4月開設）
協働参画の中核拠点。市民活動やボランティアの相談窓口、交流の場として機能。
- ・活動の主体
「NPO法人みさぽーと」が協働参画の取り組みを実践
- ・「みさぽーたー」登録制度
町民や団体が「自分のできること・特技」をあらかじめ登録し、地域活動などにボランティアとして参加

【企画財政課職員の業務】

- ・定例ミーティング等を通じて情報共有、課題対応協議

企画財政課自治事務⑤／地域コミュニティに関すること

内容

○目的

地域住民が主体となって行う自主的な地域活動の活発化および定着を図り、持続可能な地域社会（活力ある地域づくり）を推進すること

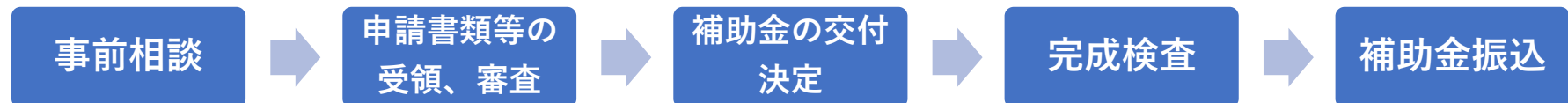
○各補助金の概要

項目	地域活動拠点整備事業補助金	活力ある地域づくり事業補助金
事業対象	地域活動の拠点となる施設・場所（集会所）の整備・改修等	地域の伝統行事の保存・継承、特色ある地域づくり・住民活動
対象団体	行政区、自治会、地域活動組織 等	行政区、自治会、ボランティア団体 等
支援内容	ハード面（活動の基盤）の整備支援、備品購入	ソフト面（地域活性化や伝統の継承）の活動支援
活用事例	集落会館修繕、エアコン設置等	夏祭り、小正月行事の開催等

【企画財政課職員の業務】

・補助金交付事務

○事務の流れ



企画財政課自治事務⑥／男女共同参画に関すること

内容

○男女共同参画社会とは

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のこと（男女共同参画社会基本法第2条）

○美郷町男女共同参画みさと計画

「男女がお互いを認め合い、分かち合い、支え合う男女共同参画のまちづくり」
の実現に向けて取り組む基本施策等を示す計画
計画期間：令和4年度から令和8年度までの5年間

基本目標

- ①あらゆる分野における女性活躍の推進
- ②健康で明るく安全・安心な暮らしの実現
- ③男女共同参画社会の実現に向けた基盤の強化

企画財政課自治事務⑥／男女共同参画に関すること

内容

○美郷町男女共同参画住民懇話会

町から委嘱を受けた町内在住の委員（８名）が、美郷町における男女共同参画を推進する事業等について検討を行い、またイベント等で推進・啓発活動を実施

○事務局の事務

- 計画策定事務
- 計画の進捗管理と庁内調整
- 啓発事業・イベントの企画運営
- 町広報・ホームページで情報発信（随時）
- 美郷フェスタ、二十歳の集いでの啓発活動
- 男女共同参画推進月間期間に合わせて、町立図書館内に図書コーナー設置
- 関係機関との連携
（県や南部男女共同参画センター、近隣市町村等）